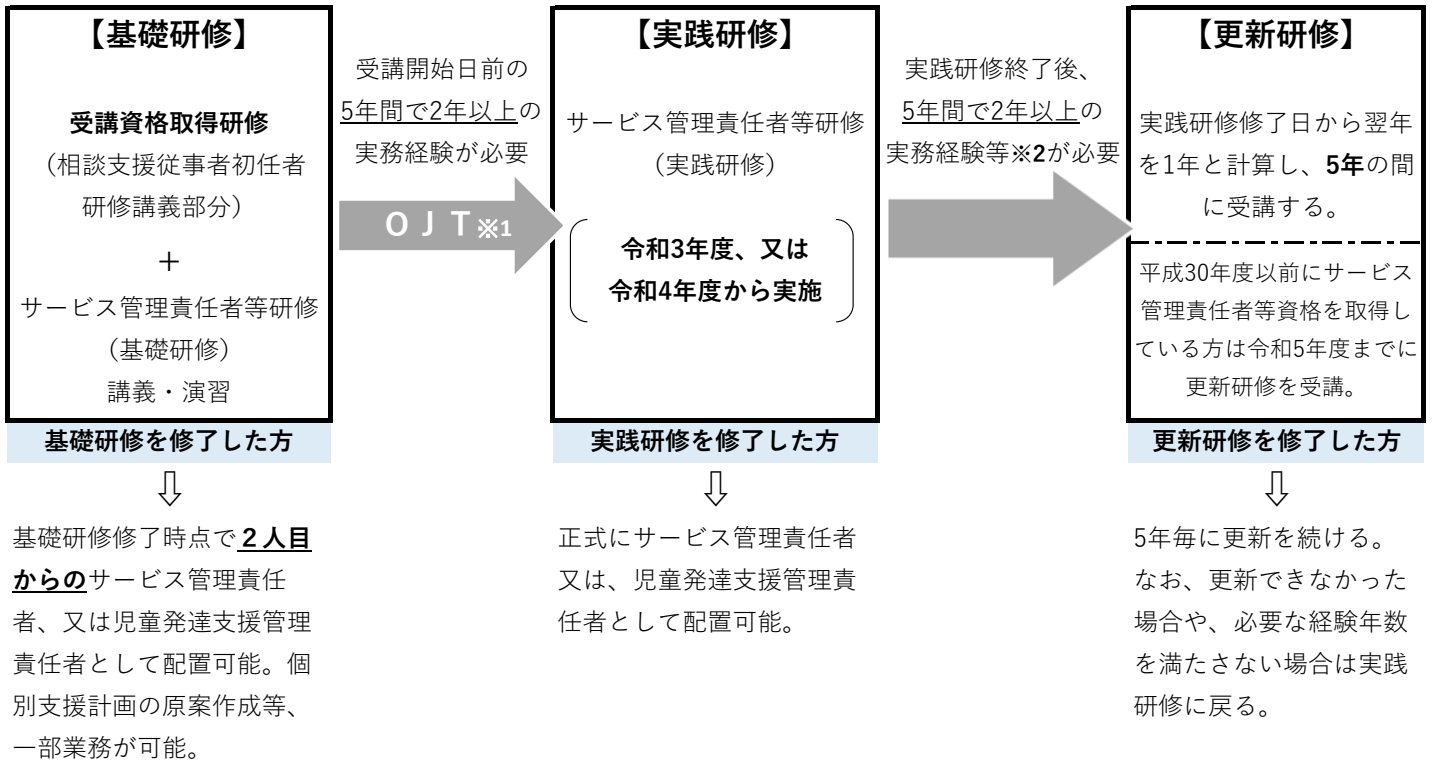
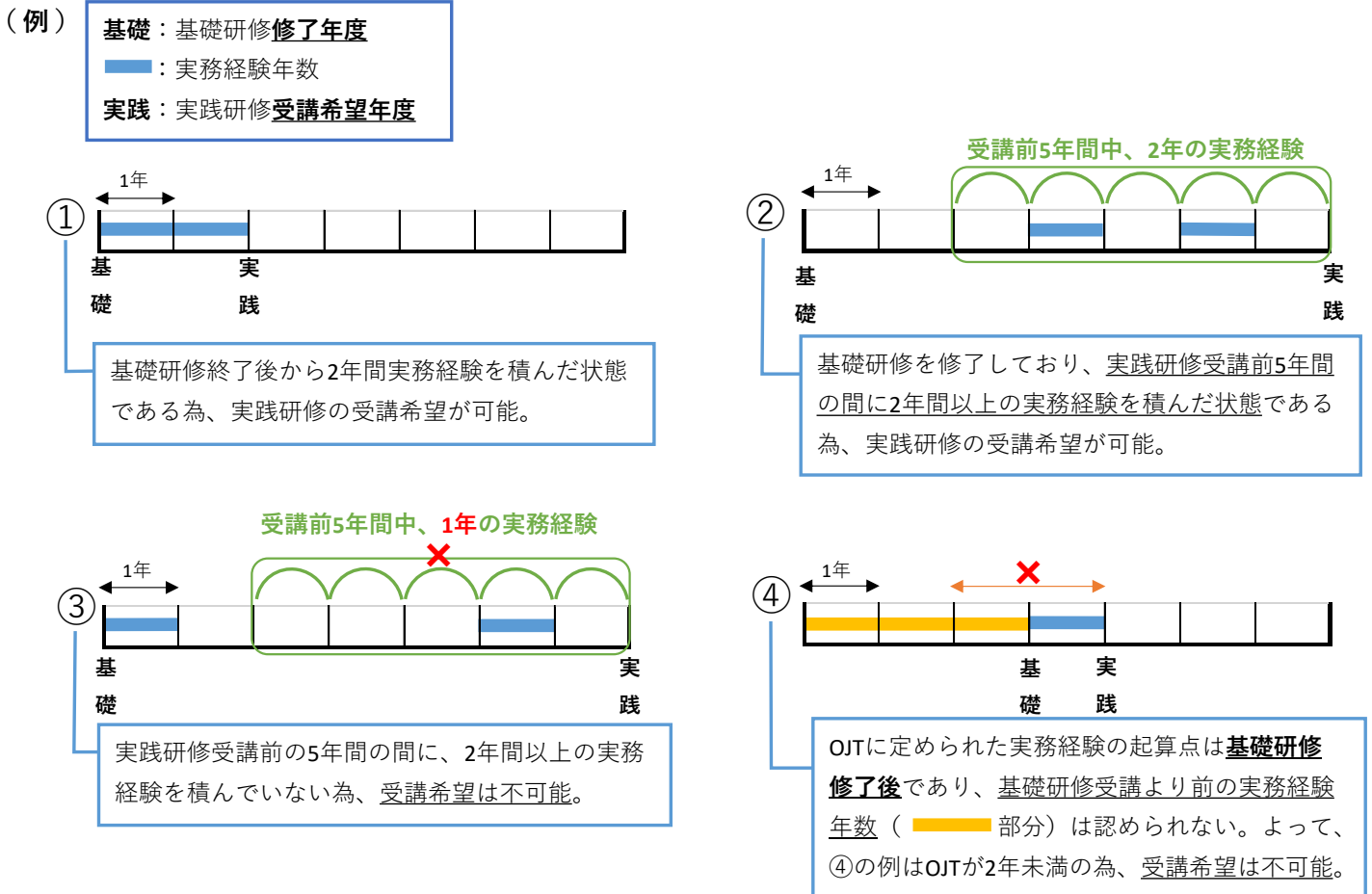


サービス管理責任者等研修受講の流れと経過措置等について



※1 OJT：基礎研修終了後、実践研修受講までに5年間で2年以上の業務従事が必要



基礎研修修了者における経過措置について

令和元年度から令和3年度までにサービス管理責任者等研修（基礎研修）を受講し、基礎研修修了時点でサービス管理責任者等としての実務経験を満たしている場合は、実践研修修了前であっても基礎研修修了後3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなされる。（サービス管理責任者又は、児童発達支援管理責任者として1名での配置が可能）

※経過措置期間終了までに、実践研修を受講する必要があるので注意。

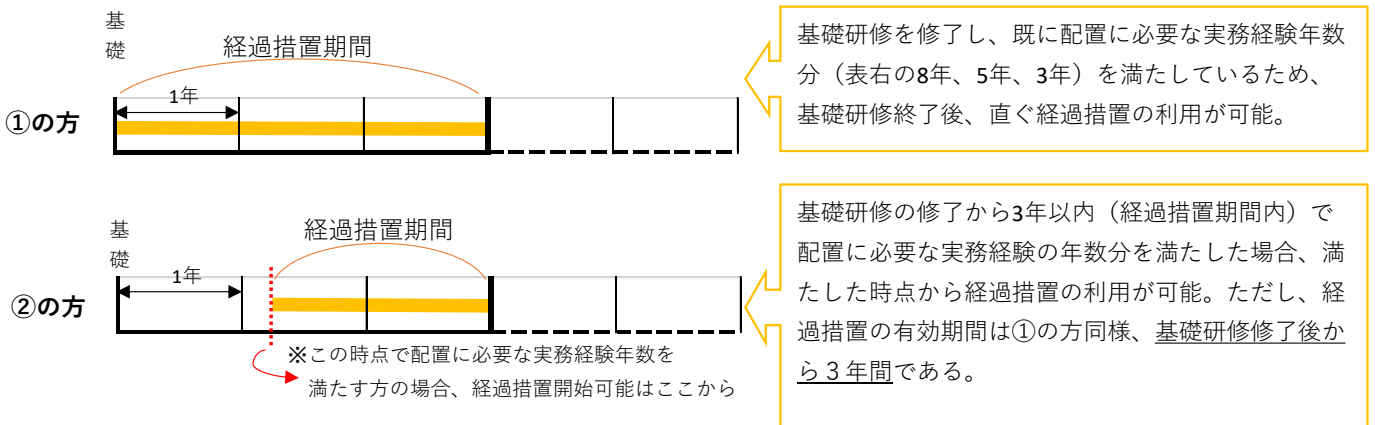
基礎研修修了時点でサービス管理責任者等としての実務経験を満たしている状態とは…

| 業務範囲   | 業務内容  | 配置に必要な実務経験年数 | 基礎研修受講に必要な実務経験年数 |
|--------|---|--------------|------------------|
| 障害者の保護 | ア 相談支援事業に従事する者<br>・地域生活支援事業<br>・障害児相談支援事業<br>・身体障害者相談支援事業<br>・知的障害者相談支援事業 | 5年以上         | 3年以上             |
|        | イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者   |              |                  |

令和元年度から令和3年度までにサービス管理責任者等研修（基礎研修）を受講修了し、且つ、サービス管理責任者等としての実務経験年数（表右部分の配置に必要な実務経験年数分）を完全に満たしている方が対象。

基礎研修に必要な実務経験年数（表右の6年、3年、1年）をクリアすることで「基礎研修」の受講が可能となります。本来、基礎研修修了後、更に2年以上のOJT期間を経て、改めて「実践研修」を受講していただく流れとなりますが、  
①基礎研修を修了し、且つ既に配置に必要な実務経験年数分（表右の8年、5年、3年）を満たしている状態、もしくは  
②基礎研修修了から3年以内（経過措置期間内）に配置に必要な実務経験年数分を満たした方は、経過措置者として、基礎研修修了時点から3年間に限り、実践研修修了者と同等の扱いとして、1名でサービス管理責任者等として配置をすることができます。（基礎研修の修了証と、配置に必要な実務経験年数分の実務経験証明書を県に提出します）  
ただし、あくまで経過措置者としての扱いとなりますので、経過措置期間内に実践研修を受講してください。

※経過措置期間内に実践研修を受講しない場合、基礎研修修了者扱いに戻ります。



## ※2 更新研修受講要件

受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員としての実務経験、又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事していることが必要。

### 平成30年度以前に資格を取得されている方

令和元年度から令和5年度までの期間内に初回の更新研修を受講する。

平成30年度以前に資格を取得されている方の初回の更新研修（令和元年度から令和5年度までに限る）においては、更新研修の受講に実務経験は必要ない。ただし、2回目以降の更新研修受講には、受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事していることが必要である。

平成30年度以前に資格を取得し、令和5年度までに初回更新研修を受講できなかった方、もしくは、更新研修の修了証に記載されている【本修了証書有効期間（次回更新研修受講期間）】に更新を行わなかった方は、実践研修を受講する事で、再度サービス管理責任者等の職務に就くことが出来る。

### (例) 令和元年度更新研修受講の方

| 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 | ... |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-----|
| 受講   |      |      |      |      |      |      |      |      |       |       | ... |

令和2年度～令和6年度までの間に  
第2回目の更新研修を受講する

令和7年度～令和11年度までの間に  
第3回目の更新研修を受講する

研修修了時にお渡しする修了証に、有効期間を記載しています（下記参考図）

初回更新研修修了者は、**初回更新研修を受講した翌年度を1と数え、5年度分**となります。

本修了証書有効期間（次回更新研修受講期間）  
令和2年4月1日～令和7年3月31日

左参考：令和元年度の更新研修修了者の修了証内  
本修了証書有効期間（次回更新研修受講期間）

2回目以降の更新研修は、修了証有効期間内であり、受講要件を満たせばどの年度に受講されても構いません。  
既にお持ちだった更新研修修了証の有効期間から5年度分までの有効期間が記載された修了証を発行致します。

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | ... |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-----|
| ①初回更新 |       |       | ②受講   |       |       |       |       |       |        |        | ... |

②で発行される修了証の有効期間はどちらも同じ  
(令和7年4月1日～令和12年3月31日まで)

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | ... |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-----|
| ①初回更新 |       |       | ②受講   |       |       |       |       |       |        |        | ... |

令和2年4月1日から令和7年3月31日までは、①で発行された修了証を使用。令和7年4月1日以降も引き続きサービス管理責任者等の職務を続けたい場合は、■期間内に実務要件を満たし、2度目の更新研修(②)を受講する。  
(令和7年3月31日までは、①の修了証を使用)

令和7年4月1日から令和12年3月31日までは、②で発行された修了証を使用。令和12年4月1日以降も引き続きサービス管理責任者等の職務を続けたい場合は、■期間内に実務要件を満たし、3度目の更新研修を受講する。以降この考え方を基に、5年毎に更新研修を受講する。